2. 基盤施設事業の実施に当たって留意すべき点

商工会等は、以上の事業の実施に当たり以下の点につき留意する必要がある。

(1) 基盤施設計画の策定に当たっては、既に作成された地方公共団体等の地域産業ビジョン等と十分整合性のとれた内容とするとともに、立地条件等環境条件を十分検討するものとする。

(2) 基盤施設の規模及び構造は、当該基盤施設の目的及び機能、施設利用者の安全、利便及び快適性等に十分配慮したものとする。

(3) 採算性を十分考慮し、投資が過大とならないようにあらかじめ十分検討するものとし、利用料を徴収する場合にあっては低廉な額とするよう努めるものとする。資金調達に当たっても、返済計画を十分に検討するものとする。

(4) 基盤施設事業の実施に当たっては、関係者の合意形成、土地の取得、建設着工等について計画的に行うものとする。また、十分な人的体制の整備に努めるものとする。

(5) 共同工場、共同店舗等個別スペースと共同利用スペースを併せた施設の設置に当たっては、当該事業が小規模事業者を支援するための事業であることから、利用者は原則として小規模事業者であることとする。また、共同利用部分と個別利用部分を明確に区分するとともに、共同利用部分については、利用者が求めている機能を整備し、十分利用しやすいものとする。

(6) 基盤施設事業の運営に当たっては、参加小規模事業者の経営実態、環境条件の変化等を把握し、適切な運営指針及び運営計画の策定及び改善に努めることとする。

3. 商工会等以外の者が基盤施設を設置するに当たって留意すべき点

商工会等以外の者が基盤施設を設置するに当たって商工会等は、2.に挙げた留意点に加えて、以下の点につき留意する必要がある。

(1) 商工会等以外の者が基盤施設事業を実施することが、事業形態、事業内容の専門性等から判断して、事業の効率的かつ適切な実施のために特に必要な場合であるものとする。

(2) 商工会等による当該事業の実施主体に対する指導・助言の実効性が担保されているものとする。

(3) 当該事業の実施主体が、広く小規模事業者一般を支援する事業を行う者であるものとする。

第四　商工会又は商工会議所がその地区内における商工業の総合的な改善発達のために行う他の事業（地域経済の活性化に係るものを含む。）との関係に関する事項

商工会又は商工会議所は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的とする総合的経済団体であり、小規模事業者を支援する事業はもとより、地域経済の活性化を図るため幅広く事業を展開しているところである。

小規模事業者の経営活動は地域の経済環境と密接な関連を有しており、小規模事業者の経営の改善発達は、地域経済の活性化と一体となって図っていく必要がある。そのため、経営改善普及事業又は基盤施設事業（以下「小規模事業者支援事業」という。）を実施するに当たっては、地区内の商工業の総合的な改善発達のために行う他の事業と有機的連携を図りつつ実施することが重要である。

第五　商工会連合会又は日本商工会議所が行う商工会又は商工会議所に対する指導及び情報の提供その他必要な支援等に関する事項

1. 都道府県商工会連合会が行う商工会指導事業

都道府県商工会連合会は、傘下の商工会が行う小規模事業者支援事業に関し指導を行うものとする。人口減少等経営を取り巻く環境が激変する中で、小規模事業者が需要を見据えた経営を行っていくためには、都道府県商工会連合会の行う指導に当たっては、都道府県商工会連合会は、広域的な視野の下、その有する高度・多様な支援ノウハウを活用し、経営発達支援計画の作成、経営発達支援事業の実施を積極的に指導し、支援していくものとする。また、需要の動向などの情報、ビジネス展開に関する支援ノウハウ等の情報を提供する。

また、近時における指導ニーズの高度化、多様化に対応して、広域指導センターを拠点とする指導体制による専門的な指導の重要性にかんがみ、商工会が行う事業を支援するための各種情報の収集・提供体制を整備するとともに、商工会と十分な連携を図るよう努めるものとする。

2. 全国商工会連合会又は日本商工会議所が行う都道府県商工会連合会等指導事業等

全国商工会連合会又は日本商工会議所は、商工会若しくは都道府県商工会連合会又は商工会議所が行う小規模事業者支援事業に関する指導、経営改善普及事業に関する情報の収集及び提供又は調査研究、体制の補完、全国の経営発達支援事業における先進事例の共有、基盤施設事業に係る債務保証事業等を実施するものとする。人口減少等経営を取り巻く環境が激変する中で、小規模事業者が需要を見据えた経営を行っていくためには、全国商工会連合会又は日本商工会議所は、広域的な視野の下、その有する高度・多様な支援ノウハウを活用し、経営発達支援計画の作成、経営発達支援事業の実施を積極的に指導し、支援していくものとする。また、需要の動向などの情報、ビジネス展開に関する支援ノウハウ等の情報を提供する。

3. 商工会指導事業及び商工会連合会等指導事業の実施に当たって留意すべき点

都道府県商工会連合会及び全国商工会連合会並びに日本商工会議所は以上の事業の実施に当たり以下の点につき留意する必要がある。

(1) 小規模事業者支援事業に関し、傘下団体に対する指導を円滑かつ効果的に実施するため、当該傘下団体組織全体の実態把握に努めるものとする。

また、周辺の複数の商工会又は商工会議所による広域にわたる経営改善普及事業に対しても十分な指導を行うものとする。

(2) 指導事業の実施に当たっては、特定の傘下団体に偏らないよう配慮するとともに、商工会指導員及び中央指導員にあっては、絶えず傘下団体の行う小規模事業者支援事業の実績、効果等の把握に努めるものとする。

第六　その他小規模事業者の経営の改善発達に関する重要事項

以上のほか、商工会等が小規模事業者の経営の改善発達に関する事業を実施するに当たり以下の点につき留意する必要がある。

1. 経営指導員等の資質の向上

経営指導員等は地区内の小規模事業者の実態の把握や指導効果の測定などを行うことにより、自らも小規模事業者支援事業の具体的な実施方法の改善、指導技術の向上に努めるとともに、商工会等にあっては、研修、人事交流等の実施により、経営指導員等の資質の向上を図るものとする。

なお、商工会等にあっては、高い資質を有する経営指導員等の確保の観点から、勤務環境の整備に努めるものとする。

2. 商工会等の経営基盤強化

商工会等は設立目的に商工業の改善発達を図ることが掲げられており、小規模事業者支援事業はその本来事業の一つとして自発的に行われることが望ましいことから、適正な会費負担等による、経営基盤の強化に努めるものとする。

3. 小規模事業者支援事業の公平性

小規模事業者支援事業は、公平に地区内の小規模事業者を対象として行われるよう配慮するものとする。

4. 国、地方公共団体、関係機関等との関係

小規模事業者支援事業は、直接的には都道府県の指導・監督の下に実施されるものであり、市区町村の商工行政とも密接な関係があるため、本指針にて示す事業の実施に当たっては、商工会等の機能が十分に発揮されるように、都道府県及び市区町村の理解・協力を得つつ、実施するものとする。また、国、地方公共団体の施策・制度についても積極的に情報収集し、活用するよう努める。

必要に応じ、小規模事業者支援事業の実施に際して必要とされるノウハウ等を有する関係機関からも情報収集するとともに、理解、協力が得られるよう努めるものとする。